

料金後納郵便
個人型
確定拠出年金

親展

見本

215-0001
神奈川県川崎市麻生区年金町1-2-3

年金 四郎 様



重要 小規模企業共済等掛金控除証明書

年末調整 や 確定申告 の際に必要です。



国民年金基金連合会

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル
電話 0570-003-105
(050で始まる電話でおかけになる場合は03-6627-9059)

00000004



ご案内は内側にあります。

矢印方向にゆっくりと開いて中をご覧ください。

裏面からも同様に左下より開いて中をご覧ください。

万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

0000004#

0000004#

基礎年金番号 0100-010037

令和6年中に払い込まれた個人型年金の掛金額は以下の通りです
(令和6年10月15日現在)

掛金額の内訳

1月引落	¥68,000-	
2月引落	¥68,000-	
3月引落	¥68,000-	
4月引落	¥68,000-	
5月引落	¥0-	未納(資金不足)
6月引落	¥68,000-	
7月引落	¥68,000-	
8月引落	¥68,000-	
9月引落	¥68,000-	
10月引落	*****	
11月引落	*****	
12月引落	*****	
本年9月までに払い込まれた金額		¥544,000-
10~12月に払い込まれる予定金額		¥204,000-
合計金額		¥748,000-

「10~12月に払い込まれる予定金額」とは、
3ヶ月分の予定引落金額の合計です

*** お問い合わせ先 ***

(各種変更手続き) 確定拠出年金保険
電話 0123-456-789

(払込証明書の照会) 国民年金基金連合会
電話 0570-003-105 (050で始まる電話の場合 03-6627-9059)

LH0801

重要

令和6年分小規模企業共済等掛金払込証明書
確定拠出年金(個人型年金)

氏名 年金 四郎

住所 神奈川県川崎市麻生区年金町1-2-3

本年9月までに払い込まれた金額	¥544,000-
10~12月に払い込まれる予定金額	¥204,000-
合計金額	¥748,000-

令和6年10月15日発行

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル

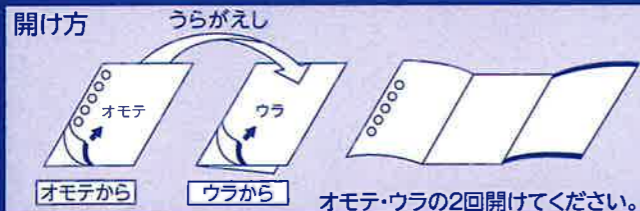
国民年金基金連合会

見本

この「小規模企業共済等掛金控除証明書」は、年末調整・確定申告の際にご提出いただくものです。大切に保管してください。

この証明書は令和5年10月から電子交付が可能となりました。

詳しくは、iDeCo公式サイトをご覧ください。
(<https://www.ideco-koushiki.jp/>)



この部分から矢印方向にゆっくりはがして中をご覧ください。
裏面にもご案内があります。同様に左下よりはがして中をご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

郵 便 箱

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金の所得控除証明について

- お客様が払い込んだ個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金は、全額所得控除 (小規模企業共済等掛金控除) の対象となり、所得税、住民税が軽減されます。
- この証明書は、確定申告や年末調整 (給与所得者の場合) の際に、添付してください。
- この証明書は、1月から12月までに払い込んだ掛金 (または払い込む予定の掛金) の総額を証明するものです。掛金の払込中止や金額変更を行った場合や、掛金未納・加入者資格喪失等の事態が生じた場合は、その要因が引落金額の右側に記載され、金額が変更されています。年末調整申告後、10月~12月に払い込まれる金額が変更になった場合は、申告額を修正していただく必要があります。
- この証明書に係るご照会は、内側に記載されている (払込証明書の照会) にお問合せください。
- この証明書は、加入者本人の個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金の所得控除の申告以外には使用できません。

申告書の記入箇所

- 控除を受けられる場合は申告書の次の欄に、この証明書に記載の「合計金額」を記入してください。
 - 税務署に確定申告書で申告する場合
「小規模企業共済等掛金控除」欄
 - 給与所得者の保険料控除申告書に記入する場合 (会社員の方が会社に年末調整を申告する場合)
規定用紙の右下の「小規模企業共済等掛金控除」欄の「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金」欄

*払込証明書の再発行について
申告額の修正等のため、払込証明書の再発行を希望される場合は、内側に記載の受付金融機関にお申し出ください。

~こんなときには届出が必要です 受付金融機関でお手続きください~

- 氏名・住所が変わったとき
 - 掛金の引落口座や金融機関を変更するとき
 - 掛金額を変更するとき
 - 掛金拠出を停止するとき
 - 運営管理機関を変更するとき
 - 国民年金保険料納付を本人申請により免除されたとき
 - 海外居住となったとき
 - 企業年金等の加入状況等に変更があったとき
 - 就職または退職 (転職を含む) したとき
- *加入者がお亡くなりになった場合は、ご遺族様から受付金融機関へ速やかに届出をしてください。

見本

第2号加入者のうちお勤め先に 企業年金等がある方へ ~掛金の拠出方法が 「毎月定額拠出」のみとなります~

お勤め先に企業年金等がある方 (公務員を含む) は、令和6年12月 (令和7年1月引落分) からiDeCoの掛金を必ず毎月定額で拠出していただく必要があります。現在、毎月定額以外の方法で拠出されている方は、令和7年1月引落から、拠出ができなくなりますので、まだお手続きされていない方は、速やかに受付金融機関に手続きをお申し出ください。
詳しくはiDeCo公式サイトをご覧ください。
(<https://www.ideco-koushiki.jp/>)

